

2011年12月2日

大阪大学総長
平野俊夫様

大阪大学箕面地区教職員組合執行委員長
岡本真理



賞与の一方的引き下げについての抗議および団体交渉申し入れ

11月29日に公表された12月賞与の支給基準によると、支給割合は2.02月分です。これと6月の1.87月分と合わせると年間3.89月分となります。人事院勧告では国家公務員は年間3.95月分支給ですから、本学はこれを0.06月分下回ります。これについて、以下の3点を申し入れます。

①そもそも、賞与の支給割合という労働者にとって重要極まりない事項について、労働組合に対して事前の意見を求めることもなく「決まったこととして公表する」という驕った姿勢をあらためていただきたい。毎回、賞与の支給割合を決定する際には、使用者側がどういった根拠でその割合にしたいのかを組合にきちんと説明し、労使双方が協議して納得する形で決める必要があります。今回、組合への説明を怠った理由を示し、ただちに団体交渉の場を設けることを要求します。

②私たちは統合後、旧課程と新課程の二重の教育システムの下で働き、教職員の仕事の負担は増加しています。なぜ人事院勧告を下回る賞与になるのか理解できません。賞与を減らされる合理的な理由を説明してください。

③箕面キャンパスには日本語を母語としない教員が働いています。日本語の文書では周知することはできません。重要な労働条件の変更については、使用者側の責任において労働者が理解できる言語で通知してください。